

地域産業政策の現代的意義に関する考察

河 藤 佳 彦

A Discussion on Modern Significance of Regional Industrial Policies

Yoshihiko KAWATO

要 旨

本稿は、地域産業政策について将来への展望を得るため、その基本理論から実践事例まで体系的に考察することを目的とする。

地域産業政策は、価値観の多様化・個性化の進むなかで必然的に重要性を増している。内発的発展を促進する地域産業を振興するために重要なことは、地域の人々が自らの地域資源を十分に把握し、地域の優位性や個性の源泉として最大限に活用することである。

その取り組みを推進する政策主体として、市町村が重要な役割を担う。また、地域産業の振興を推進するために地域の諸主体が協働できる仕組みづくりも、市町村の重要な役割となる。

キーワード：地域産業政策、価値観の多様化・個性化、地域資源、市町村

Summary

The purpose of this paper is to discuss regional industrial policies systematically from the fundamental principles to the practical examples to get the future prospects for the policies.

As diversification and individualization of sense of values advance, importance of regional industrial policies is eventually increasing. Spontaneous development is required to promote regional industries and for that purpose local people need to have a good understanding of their regional resources and to make the most of them to emphasize the advantage and characteristics.

Municipalities take an important role in promotion of the policies and efforts and also in creation of the system in which regional organizations can work together to promote regional industries.

Key Word : regional industrial policies, diversification and individualization of sense of values, regional resources, municipalities

I. はじめに

我が国では「産業政策」としてこれまで、国の主導により成長産業の育成、産業構造の調整、産業立地政策などが実施されてきた。これに対し地域における産業政策も、1990年代に入る頃までは、国の産業政策の具体化方策の一環として国主導で実施されてきた。

地域における産業政策は、国の産業立地政策の受け皿としての企業誘致政策や国の中小企業政策の実施など、国の実働部隊としての役割が大きかった¹⁾。地域におけるこのような産業政策は、国の産業政策を地域の実情に合わせて実施する点においては、地域も一定の主体性を有していたと言える。また、都道府県や政令指定都市などの大規模自治体が設置運営する試験研究機関は、地場産業への技術支援など地域の産業特性に応じた特色ある業務を実施してきた。しかし、市町村の産業政策は基本的・一般的な商工施策に留まり、自ら地域産業における課題を発見して解決のための政策を立案・実施するという、本来の意義での「地域産業政策」の主体としての役割は極めて不十分であった²⁾。

1990年代に入る頃から地方による自立への機運が高まり、地方自治の様々な分野において分権化への動きが活発化すると、自治体にも産業政策の主体としての積極的な取り組みが見られるようになった。その理由としては、次のような点が挙げられる。①価値観が多様化すると共に生活の質的豊かさが求められるようになり、それに的確に応えるのは生活に密着した地域産業であること、②少数のリーディング・インダストリーが国の経済成長を牽引できる時代ではなく、地域の特色ある諸資源を活かした多様な地域産業の発展が国の産業発展を支えることが期待されること、③少子高齢化が進み労働力人口の量的増大が期待できないことから、高齢者や女性など多様な人々の多様な働き方が地域産業を支える構造になってきたことなど。

一方、1990年代を産業史的観点から捉えると、1970年代の石油危機を契機とした省エネ型産業へのシフトに伴い、1980年代以降には知識集約型産業への期待が高まり、革新型の中小企業の活躍領域が増大した時期に当たる。また、IT（情報技術）やデザインなどソフトな要素を活用することにより、既存の産業分野の中小企業にも革新型中小企業への新たな発展の可能性が高まった。人々の価値観の多様化・個性化の高まりもこの流れを強めている。

このため、中小企業の活動を政策的見地からきめ細かく積極的に支援することにより、政策効果が期待されるようになった。特に身近な公共団体である市町村には、政策主体としての大きな期待が寄せられている。国の産業政策においても、個性豊かな地域産業の発展は国の産業発展の重要な要素になると認識されるようになり、個性的な産業政策に積極的に取り組む市町村や地域個性を活かした企業活動に取り組む中小企業に手厚い支援を行うようになった。

しかし、市町村には地域産業政策の実施経験の蓄積が少ないため、その意義や方法論に関する認識が十分に定着しているとは言えない。筆者はこれまで、地域産業政策の先駆的な取り組みに

ついて市町村を中心に研究を行ってきた。本稿ではその蓄積を踏まえ、地域産業政策について将来への展望を得るため、その基本理論から実践事例までを体系的に整理し考察する。

Ⅱ. 地域産業政策に関する基本概念

地域産業政策について考察する前提として、社会における産業の役割および、特に地域における産業の役割について確認する³⁾。

(1) 国および地域における産業の役割

「日本標準産業分類一般原則」は「産業」を次のように定義している。「財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない」（2013年7月1日筆者確認）。そして、2007年11月改訂時点における産業分類では、大分類20、中分類99、小分類529、細分類1,455となっている。すなわち「産業」とは、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供にかかるすべての経済活動であると言える。ただし、産業政策の対象となるのは、このうち市場取引の対象となる営利事業であり、非営利事業は含まないと理解することが現実的である。

社会において産業は、次のような役割を担っている。①付加価値の創出；付加価値は産業活動によって生み出される新たな価値であり、それにより働く者は雇用と所得、また企業は生産活動や技術革新などに必要な投資資金を得る。さらに、国民や地域住民に公共サービスを提供するための財源となる税が生み出される。企業からの税だけでなく個人からの税も、その源泉の多くは産業活動に貢献することにより得た所得であり、産業活動による付加価値に由来している。②精神的豊かさの創出：付加価値は人々に物質的豊かさをもたらすが、産業活動の本来の目的は、物質的豊かさ立脚した精神的豊かさの創出にある。多様で革新的な産業活動は、この要求に応えるものである。

また、地域における産業の役割は、社会全般における役割に加え、地域個性の創出による地域活性化である。具体的には、地場産業や観光産業、商店街の商業振興などが挙げられる。すなわち、地域が有する自然的・地理的優位性、高度な技能を有する人材、都市・交通基盤、独自の文化・歴史、学術・研究機関など、地域産業を支える地域資源を有効活用して地域の優位性を発揮し、独自性の高い発展を産業活動を通じて実現することである。

さらに、地域産業においては特に中小企業の役割に着目する必要がある。地域の中小企業は、事業活動において地域の企業や消費者と密接な関係を有しており、地域経済の内発的発展の重要な担い手となっている。すなわち、製造業においては大企業の生産を支える下請や地場産業にお

ける特産品づくり、商業においては小規模事業者による商店街や中心市街地の賑わいづくり、またコミュニティ・ビジネスの実施主体などとして活躍している。

(2) 「産業政策」と「地域産業政策」の役割

地域における産業政策、すなわち「地域産業政策」について考えるため、「産業政策」の意義について確認する。産業活動は人々に量的・質的豊かさを供与する作用であり、自立して付加価値を創出することが必要であることから、産業活動を支える企業活動は自由競争のなかで自立的に営まれるべきものである。しかし企業には、自由な市場競争に参加する条件が制約されている場合がある。例えば、中小企業に対する大企業の不当取引、創業時における信用不足による資金調達難、資金や経営ノウハウの不足による技術革新や経営革新の遅れ、また市場ニーズや取引先に関する情報不足などである。

自由競争を前提とした市場メカニズムが健全に機能し、企業が自立的に事業活動を展開できるよう、国や自治体、またはそれに準ずる公的主体が一定の限度において規制や支援策を講じるのが産業政策である。小宮（1984）も産業政策（狭義）の中心課題を、価格機構のもとでの資源配分にかんする「市場の失敗」（market failure）に対処するための政策的介入であるとする。「産業政策」に関するこの基本的な性格は国および地域について共通するが、「地域産業政策」においては、地域資源を活用した地域企業の活動を促進することが重要であり、国を主体とする「産業政策」と共通性を持ちつつ地域の実情に応える特別な役割を担うものであると言える。

「地域産業政策」の意義について、近年の研究から注目すべきものを概観する。山崎（2003）は、地域における生活水準の維持、拡大の方策として、地域の企業の生産性と競争力の上昇が必要であるとする。ただし、生産性の上昇は生産コスト低減という効率化のみを意味するのではなく、むしろ先進国型産業として高い賃金水準を維持できる高付加価値製品、サービスへのシフトによる生産性上昇が必要となるとする。また、山崎（2003）は地域産業政策を「ミクロ経済政策」と捉える。この用語は、2002年12月4日、経済産業省で開催された産業クラスター研究会の報告でマイケル・ポーター（ハーバード大学教授）が使用した用語であるとする。そして、「地域、企業、農業、製造業、サービス業の競争力を強化するためのミクロ経済政策、つまり地域産業政策が求められている」とする。山崎は一方で、別著（2004）において次のようにも論じている。「地域産業政策は、ミクロ経済政策であるが、市町村という地理的範囲では完結するとは限らず、むしろ広域的な産業集積のなかでふさわしいポジション獲得競争という性格が強い。そのためには、市町村という枠組みを超えた広域経済圏の優位性と、将来の発展方向性に対する正しい認識が、地域産業政策立案の前提条件でなければならない」。このため、地域産業政策は「セミ・マクロ」の概念として捉えることが適当であると考えられる⁴⁾。

議論の焦点をさらに、地域産業政策の今日的意義に絞り込む。山崎（2003）は、「地域産業政策」の性格について、「全国一律の政策ではなく、歴史的に形成されてきた地域の産業集積・産

業構造および地理的特性、地域の資源や地域の競争優位性を活用した、個性的な政策でなければならぬ」とする。そして次のように論じている。「地域産業政策の目的は、「地域魅力の創出」である。競争力、魅力を失った産業を保護する政策ではない」とする。新たな地域活力を生み出すため、競争力のある新しい地域産業の振興政策を、地域が主体的に立案し実施していくことが必要となる。

また、筧（2002）は次のように述べている。「新しい地方産業振興策は地域自らの計画により、民間主導型経済への転換を図るための地域の比較優位性を生かした、地域の自立化に貢献する、地域の内発的発展を図るための産業創造政策である」。伊藤（2004）は、「地域自立のため経済面での自立型運営を求めるのであれば、地域特性に合った、他地域に勝る産業振興手法を開発しなければならない」とし、その具体的な方策について次のように述べている。「地域産業が自立的に発展するためには、産業内部の企業間で競争だけでなく協調する意思と行動が地域に埋め込まれ、地域体質、産業風土として醸成されていることが大切である。簡単にいえば、すでに数多くみられる異業種交流を、より高度に機能が発揮できるような仕組みに仕上げるのがひとつのあり方である」、「自社の強みを認識し、それぞれの強みを連結することにこそ意義がある」、「異業種交流、多角的連携に産学公連携を組み合わせていくのであるが、自治体はその「場」を設ける役割を果たさなくてはならない」。

さらに伊藤（2004）は、地域産業政策に地域産業のイノベーション促進の役割を期待する。「弱体化したとか産業空洞化にさらされているといわれるが、既存の地域産業をどのようにイノベーションするかが先であり、これにベンチャーなどの新規創業支援を組み込んでこそ産業振興政策が充実したことになる」、「競争力を失った産業を丸ごと保護するのはコストが高くつくが、強みの部分はいっそう強化して新たな生き方をみつける。このような視点と「目利き力」が自治体の政策支援においてもますます重要になるだろう」としている。

地域産業政策には、既存の産業資源を有効利用し、地域の優位性や個性を活かして地域経済の新たな発展を促進する重要な役割が期待される。

（3）地域資源の重要性

地域産業政策の効果向上に最も重要で基本的な方策が「地域資源」の有効活用である。そのためには、地域資源の概念を的確に把握する必要がある。地域資源については、「中小企業地域資源活用促進法」（「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」〔平成19年法律第39号〕）は、次のように規定している。①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品、②前記の①で示された鉱工業品の生産に係る技術、③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの（趣旨要約）。これは主に、法律による支援の対象を規定する趣旨を持つ。しかし、地域資源の幅広い活用のためには、地域資源の概念はできる限り広く捉えることが適当である。

例えば、労働力や産業の立地条件としての自然環境、地域の伝統や文化、高速道路や鉄道、航路などの交通基盤、さらに既存の地域産業集積そのものも地域資源として捉えることができる。法律にも、産業集積の形成と有効活用を促進する「企業立地促進法」（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律）（平成19年法律第40号）がある。

そこで、地域資源を「地域活性化に有益なあらゆる存在」として捉える。地域資源の活用可能性を可能な限り発見し、実用に供することが重要となる。

（４）地域経済における中小企業の重要性

地域産業政策の対象としては、地域経済への波及効果が期待される中小企業が重要となる。伊藤（2004）も、「身の丈経済というが、地域にふさわしい経済の担い手が中小零細企業ということを一たび再認識しておきたい」、「既存の中小企業がもうすでに古いというような感覚でもって接することは許されない。むしろ、その地域であるからこそ生まれ育った地場の中小企業こそが、その地域の産業特性や産業風土をかたちでもって示しているのである」としている。

中小企業が地域経済の発展に重要な役割を担う理由について、河藤（2008）は次のように述べている。「地域と中小企業の関係において最も重要な点は、中小企業が地域に根ざした経済活動を営んでいることであり、地域の内発的発展にとって重要な役割を担うということである。すなわち、その企業活動による地域経済への波及効果、雇用の創造、税収への貢献などである」（p.14）。「地域に根ざした経済活動」は、中小企業の多くが地域に本社を置き、経営管理や研究開発、企画など企業の主要機能を地域内に有することに由来する。それにより地域は、次のような利点を得ることができる。①地域内の経済諸主体と緊密な取引関係を有することから、地域内の産業連関関係が強く地域経済への波及効果が大きい。②中小企業の従業者は、民営・非1次産業企業の従業者数の66.0%（うち小規模企業21.2%）（2009年〔中小企業白書2013年版〕）と大きな割合を占めていることから、地域に安定的な雇用を提供する。③法人住民税、事業所税、固定資産税など税収面で、地域に安定的な貢献をする。④地域との連携を重視することから、幅広い分野において地域づくりへの参加が期待される。また、地域産業政策による公的支援の効果も大企業を対象とする場合より得やすい。

法制度面においては、1963年に制定された中小企業基本法の大幅改正が1999年に行われた。その改正点としては、大きく二つのポイントがある。一つは、改正前は弱者としての中小企業への支援を主たる目的としていたが、改正後は中小企業における革新の積極的な担い手としての側面に着目した点である。もう一つは、中小企業振興における地方公共団体（自治体）の役割について、改正前は国の施策に準じて施策を講ずることに留まっていたが、改正後は国との適切な役割分担を踏まえ積極的な責務を担うことが規定された点である。

(5) 地域産業政策の主な担い手

地域産業政策の主な担い手は、都道府県や市町村などの地方公共団体及びその出資法人である財団や第三セクターなどである。また、商工会議所や商工会などの公的団体も担い手としての重要な役割を担う。国は、基本的なビジョンの策定や支援制度の整備などの面で地域産業政策を支援する。

筧(2002)は「自治体の地域産業政策は、従来から都道府県が主導しており、市町村は企業誘致や工業団地の提供等を行っている」としている。確かに、自治体の地域産業政策は都道府県が主導することが多かった。しかし、1999年の中小企業基本法の大幅改正以降、地域の中小企業に最も身近な市町村に政策主体としての役割が強く期待されるようになり、法制度も整った。また、市町村と密接な協力関係を有する商工会議所などの政策主体にも関心が高まっている。

こうした点を踏まえると、地域産業政策の主な担い手として、次のような社会的主体が挙げられる。①国・都道府県：広域的な視点で産業政策のフレームを提供すると共に、市町村では財政的に整備の困難な機関・施設（研究・技術開発支援機関、経済調査機関等）の整備、信用保証や大規模な融資・出資制度など大きなリスクを伴う信用補完・供与などの施策を実施する。②市町村：自らの基礎的サービスを提供しながら、国や都道府県など、地域外部の支援策を地域のニーズに確実に結びつける。③商工団体：商工会議所・商工会や経済団体・業界団体などは、会員企業や業界の利益を現実的に踏まえた実効性のある政策を進める。④民間団体：経営支援NPO法人などが、企業OBなどの民間人材が持つ高度な技術やノウハウを活用し実効性のある支援策を提供する。

Ⅲ. 地域主体の産業政策に必要な視座

地域産業政策を実践的で実効性の高いものとするためには、地域経済の特色や優位性の捉え方、歴史的な流れを踏まえた、現状に対する基本的な視座が必要となる。その中でも重要なものを確認する。

(1) 地域産業政策の活躍舞台としての地域経済

地域には、交通基盤、地理的条件、歴史的背景など、多くの要因が複合して生み出された個性があり、地域経済には、産業地域としての個性に自治体による独自の産業政策なども加わり、多様な特色が備わる。

地域経済の活性化と発展に有効な方策を見出すためには、まず、対象となる地域経済の実態や特徴を理解することが重要である。地域経済の実態や特徴を客観的に捉えるには、理論的な枠組みの適用、定量的な手法による分析、さらに定性的な手法による具体的な個性や優位性などの把握が必要となる。

地域経済の類型は、次のように捉えることができる（山田・徳岡、2011）。①「同質地域」：地域を構成する諸要素のなかで特定の要素に注目し、その要素について共通の特徴をもつ空間の集合である。産業活動の違いによる農業地域・工業地域や、人口密度の違いによる過密地域・過疎地域などが挙げられる。②「結節地域」：地域を構成する空間の相互依存関係に着目して定義される地域概念で、ある生産要素や生産物の市場を空間的に捉えたものである。例えば、都市圏・商圏などが挙げられる。③「計画地域」：政策や計画を実現するために設定される。例えば、首都圏整備計画や近畿圏整備計画の対象地域などが挙げられる。

また、地域経済の特徴の数量的把握には、次のようなデータや手法が活用される（大友、1997）。①県民経済計算：都道府県の経済実態を県内総生産や県民所得などにより示す総合的な指標（①は筆者による）、②統計資料：行政地域、人口集中地区、大都市圏・都市圏、農業集落、国勢統計区などの区分による基礎的な統計資料、③地域特性の把握：構成比や特化係数、専門化係数など、④地域内・地域間相互作用の把握：重力モデルや地域産業連関分析、ハフの商圏モデルなど。また、産業立地や産業集積を理解する古典的な方法論としては、ウェーバー（Alfred Weber）の『工業立地論』（1909年）やマーシャル（Alfred Marshall）の『経済学原理』（1890年）などがある。

このような方法により地域経済の特色や優位性を認識し、それを最大限に活用して地域経済の成長発展に結び付ける方策が今日的な地域産業政策であると言える。山崎（2003）による次の言及はその事例に該当する。「小さな行政単位である市町村は、小さいがゆえに社会資本整備の状況に差異が生じる。港湾を有する市町村、高速道路のインターチェンジのある市町村、空港に近い市町村、海外からの電話ケーブルの陸揚げ拠点となっている市町村など、それぞれに個性といえる。企業活動はこれらの社会資本の活用という側面を有しており、地域の産業政策は、自らの置かれた空間克服システムの特色および今後の展開を把握することから始めなければならない」。

（2）戦後の地域開発政策の歴史と地域主体の産業立地政策

（a）戦後の地域開発政策

地域経済の現状を理解し将来について考えるためには、その特徴を歴史的に捉える視点も重要である。第2次世界大戦後の、国が主体に推進された地域開発政策について概観する（岡田ほか、2007年）。①戦後復興期：四大重点産業（電力・鉄鋼・海運・石炭）の強化のため、大都市部の既存工業地帯に重点的な投資が行われた。②「特定地域総合開発計画」（根拠法；国土総合開発法、1950年）：多目的ダムによる「河川総合開発」（水害防除、電力供給、食糧増産）をめざした。③「全国総合開発計画」（根拠法；②と同じ）：大都市部の工業地帯への著しい産業立地の集中による産業基盤の狭隘化や住宅など生活基盤の劣悪化により、太平洋ベルト地帯への産業立地の展開が進んだ一方で、地方との経済・所得格差の拡大が顕在化したことから、1962年に全国総合

開発計画が始まった。その基本的な課題は太平洋ベルト地帯からの産業分散、大都市と地方の格差是正であり、5次にわたり継続された。④「国土形成計画（全国計画・広域地方計画）」（根拠法；国土形成計画法、2005年）：国と地方の協働によるビジョンづくりにより、開発中心から、景観・環境を含めた国土の質的向上など成熟社会型の計画への転換が進められている（④は筆者による）。

戦後における我が国の従来の地域産業政策の位置付けについて、近年の研究から注目すべきものを概観する。山崎（2003）は、次のように述べている。「経済産業省（旧通産省）による地域産業政策は、地域指定が行われたことを除けば、全国一律の産業立地政策であり、同一の業種を対象として、同時期に、同様の政策手段によって企業誘致しようとする政策であったと一般化することができる」としている。また、筧（2002）は、「我が国の地域産業振興政策は昨年度廃止された新産・工特法に代表される国が振興策を定め、地域が応募し、それを国が認定し、国が個別法に基づき当該計画を支援するという国主導の全国一律の金太郎飴的振興政策が主体であった。また、地域産業政策自体も工業誘致に代表される外部からの企業導入や地場の中小企業の保護政策が中心となっていた」とする。

高品（2002）は「地域産業を振興する政策枠組みは、中央政府主導で行われてきたといえる。地域ごとに独自の多様な政策ではなく、地域産業政策に中央指導型の画一的な政策をとってきたように思われる」とし、その具体例として、テクノポリス、頭脳立地、地方拠点都市、産業集積活性化及び産業クラスターの5つの政策を挙げている。

これらの先行研究はいずれも、従来の地域産業振興政策は、国主導により進められたものであり、地域が主体性を持って進めてきたものでないと論じている。

戦後の地域開発政策の基本的な目的は、経済活動や生活水準に関する大都市と地方との地域間格差の是正にあると言える。それは、地方における産業拠点開発の波及効果を活用した経済の量的豊かさの創出を目指すものであったが、1970年代の石油危機を契機にその目標は、地場産業や歴史・文化・自然など地域資源の有効活用による生活の質的豊かさの創出へとシフトしていった。換言すると、経済効率を重視した国主導の開発政策から、地域の独自性に沿った多様な発展を目指す政策へと変革していった。今後は、地域経済の特徴を客観的に把握し、地域の優位性を生かした地域経済の活性化政策を展開することが一層求められる。

(b) 産業立地政策と企業誘致⁵⁾

国を主体とした国土政策と産業政策の連携による産業立地政策を、その受け手としての地域の立場から整理する。我が国では、高度経済成長期に顕在化した、都市部と地方の地域間格差の是正を図るため、国によって企業立地の地方分散化政策が推進され、それに呼応するように地域は企業誘致を進めた。企業誘致を伴う地域開発としては、次のような事業が挙げられる。

①新産業都市・工業整備特別地域（1962年；新産業都市建設促進法、1964年；工業整備特別

地域整備促進法)：重化学工業による地域開発、②テクノポリス構想(1983年；高度技術工業集積地域開発促進法)：半導体関連の先端技術産業の誘致、③頭脳立地(1988年；地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律)：地方圏のソフトウェア等、産業支援サービス業の立地、④オフィス・アルカディア(1992年；地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律)：地方圏のオフィス機能の立地促進。

これらの企業誘致は、地域間格差の是正に重要な役割を果たしてきた。しかし一方で、進出企業にとって自らの企業部門を当該地域に立地することの優位性や必要性が十分に確保されないと、地域に定着しない事例も多く見られる。企業の地域への進出理由は、多くの場合、経済好況時の事業拡張にある。人件費や地代など経費節減の可否や、自治体からの補助金・融資など優遇措置の有無が、この場合の企業の判断基準となる。こうした企業誘致では、定型的な生産や作業など、地域産業の支援を必要としない企業部門が進出するケースが多く、雇用もパートタイマーなど非正規雇用の割合が大きい。さらにこのような部門は、企業本体の存続における重要性が低いため、経済情勢の変化や経営の悪化などにより合理化が必要となった場合には、企業は優先的にこの部門の撤退を進めるため、地域の企業誘致は失敗に終わる。

こうした事態を引き起こさないため、自治体には地域経済と強い関連性を構築できる企業部門を戦略的に誘致することが求められる。すなわち、地元産業が生産する原材料や部品がなければ、重要な製品の生産ができない部門の立地や、当該部門が必要とする特別な知識や技能を持つ労働者を輩出する大学や専門学校、高等学校などが地域にあることなどが挙げられる。

(c) 地域主体の産業クラスター政策⁶⁾

「クラスター」とは元々、房または集団を意味する。産業クラスターに理論的な拠り所を提供するのは、マイケル・ポーター(Michael E. Porter)である。ポーター理論の趣旨によれば、産業クラスターとは、地域が保持する優位性を自立的な企業が最大限に活用することにより、全体として有機的な協働体を形成し、生産性の向上や技術革新を促進する要件を備えた産業集積であると言える。

その理論の大きな特徴は、産業集積に属する個々の企業の革新を産業集積という周辺環境との連続性の中で捉えることにある。すなわち、各企業が立地環境としての産業集積の利点をチャンスとして経営戦略に生かす方法を提示している。地域環境とは、①高度で要求水準の厳しい地元顧客に立脚する需要条件、②天然資源や人的資源などの投入資源条件、③関連産業・支援産業、④企業戦略および競争環境である(Michael E. Porter, 1998)。集積内の製造業、商業、サービス業など多様な産業分野の企業がこれらの立地環境を有効活用し、大学や自治体の研究機関、産業振興拠点などの支援も得て競争や連携をすることにより、地域産業の発展が促進される。

海外における産業クラスター政策の事例として北嶋(2009)は、フィンランドの地域産業政策を採り上げている。フィンランドの北部に位置するオウル市が「オウルの奇跡」と呼ばれる発

展を遂げ、近年では「北欧のシリコンバレー」とも称されていることに関し、北嶋は次ように論じている。「1990年代におけるフィンランドの地域産業政策の最大の特徴は、1994年に地域産業振興にCOE（Centre of Expertise）プログラムを導入した点にある。同プログラムの特徴は全国各地を一括的に捉えるのではなく、地域の特質及び潜在力を十分に考慮した地域ごとの産業振興を志向している点にある。換言すると地域のアイデンティティを重視した施策の立案と実践とすることができる」。また、「有能なクラスターとCOEの関係を地域別ではなく、国家レベルの視点から科学技術分野別に括り直し、新たなネットワークを構築することを目指している」と紹介している。

フィンランドが、国家レベルで科学技術のイノベーションを推進することを目的に、国家戦略として地域産業振興にCOEプログラムを導入したことは注目される。しかし、その成功の大きな要因の一つは、北嶋が指摘するように「520万人規模の国家であるため「小回り」「即効性」「独自性」「柔軟性」のある国家戦略を打ち出すことが可能になっている」ことにある。人口や経済の規模が遥かに大きな我が国に、その方法をそのまま適用することは難しい。北嶋は、戦略的研究内容を国家主導により広域的な視点から結び付けるフィンランドの政策を踏まえ、「適度な広域性の中の多様な知（knowledge）を見つけ出し、それらを結びつけることがこれからの地域産業政策には必要である」としているが、その実施については特に慎重な検討が必要である。仮に地域間連携が国家主導のもとに実施されるならば、地域の主体性が失われることへの危険性が生じる。また、産業集積を構成する関係主体の「近接性」は、産業クラスター形成の重要な要件であるから、広域連携に実効性を持たせるために必要となる強固な信頼関係の醸成は難しく、実効性において懸念される。

我が国には、既に様々なタイプの産業集積が存在する。例えば、大企業とその下請中小企業が一体となって形成される「企業城下町」と呼ばれる集積や、織物や漆器などの地場産業の中小企業が集積する「産地」と呼ばれる集積などが挙げられる。これらの産業集積の歴史や主要製品は異なるが、特色ある技術や人材の集積を有する点において共通している。その地域資源を効果的に結びつけることができれば、産業クラスターとしての自律的な発展が期待できる。

我が国の産業クラスター政策については、経済産業省が産業クラスター計画を策定し、2001年度から地域の経済産業局と民間の推進組織が一体となって18のプロジェクト（2009年度当時）を推進してきた。しかし、自律的發展期への移行（実質的には2010年度より）に伴い、これらのプロジェクトは現在、民間・自治体等が中心となった地域主導型のクラスターとして活動を進めている。また、各地の自主的な取り組みの中でも、我が国の国際競争力確保のため、特に伸ばしていくべきとする分野については、資源の集中投下や連携の促進などにより、重点的な支援を行っていくこととしている⁷⁾。

成長可能性の高い産業クラスターを国が重点的に支援する政策については、支援対象は国が一方的に指定するのではなく、地域が主体的に国に提案する方法が望ましいと考えられる。地域の

優位性を最大限に活かしつつ、各々の産業クラスターにおいて独自の自律的イノベーションを促進するための国家政策が求められる。

Ⅳ. 地域産業政策の担い手人材の重要性

地域産業政策の有効性を高めるためには、その中心的な役割を担う市町村がその意義や方法について熟知している必要があるため、地域産業政策の担い手人材の確保が重要な課題となる。伊藤（2004）も、地域自立のため経済面での自立型運営を行うためには、地域特性に合った他地域に勝る産業振興手法の開発が必要であるとし、大切なことは職員の産業教育と職員が足と目で地域産業や中小企業の実態を肌で感じること、としている。そして、自治体職員が責任を持って調査研究から産業振興ビジョン策定まで取り組むことが必要であるとし、その仕組み作りが自治体のリーダーの責任であるとする。そして、そのためには産業振興ノウハウを身につけた人材が必要であるとする。「まず、一定の知識を持った上で地元産業を観察、実態把握・分析し問題と課題を引き出す能力を醸成し、支援能力まで獲得すれば産業振興に欠かせない人材に育つのである」、「少なくとも人材が「育つ」環境を政策的に整備することが必要である」とし、現状について「少数であるが、ある程度の長期にわたり専門職的に地域産業支援部門で活躍する人材を育てる試みがみられているのは明るい兆しである」と評している。

しかし、地域産業政策では、利潤追求を目的とする企業や産業の振興を、純粋な公共主体である市町村が実施する。この相反する2つの要素を内包する政策は、市町村職員にとって理解が容易ではなく、実施手段としての施策やそれを実行に移すための組織体制づくりにおいても困難な課題の多い政策分野であると言える。

筆者は、大阪府八尾市役所において1999年度～2000年度の約2カ年度、産業振興分野の担当理事として地域産業政策の実務に当たった経験を持つ。その際の経験からも上記のような課題は実感した。その経験も踏まえ、市町村において地域産業政策の有効性を高める要件について改めて整理する。①担当職員の専門性の確保と向上を図る。そのためには、地域産業政策に関する庁外研修の積極的な受講などにより、実践経験豊かな専門家や実務家の意見を聴く機会を多様に設ける。②関係部課の理解を得る。特に政策の総合調整を行う企画部門、財政部門の理解を得ることは重要である。さらに、議会・市民への理解を求める努力が必要となる。

こうした要件を整えるためには、他にも様々な工夫が必要となる。例えば①については、地域産業政策への提言を、学識経験者や事業者、地域産業の関係団体、公募選出市民などが議論を重ねることにより行う「産業振興会議」のような公的な場を市町村が設置することである。担当職員は、その提言を実効性のある施策に結び付けるために事務局を務めるなかで、政策立案能力を高めていくことができる。

V. 地域の産業個性に相応しい地域産業政策

地域の産業個性とそれに相応しい地域産業政策について、筆者によるこれまでの研究から幾つかの具体例を挙げて概観する⁸⁾。

(1) 企業城下町型産業集積（北海道室蘭市）

企業城下町では、特定大企業の量産工場を中心に、下請企業群が多数立地する。そこに属する中小企業の発展に重要な要件は、中核企業との強い連携関係を維持発展させつつ、その連携のなかで蓄積してきた高度な技術やノウハウを生かして取引範囲、企業間や産学官相互の連携を拡大させ自立性を高めることである。

北海道室蘭市の事例について、河藤（2011a、2013a）により概観する。室蘭市は、新日本製鐵株式会社（現：新日鐵住金株式会社）室蘭製鐵所や株式会社日本製鋼所室蘭製作所などを中核企業とする素形材型産業の企業城下町である。室蘭市の中小企業の中には、独自の製品や技術の開発、品質向上に取り組む企業、協働・連携により技術開発や共同受注を進める企業、人材育成に取り組む企業など、イノベーションに積極的に取り組む企業が見られる。協働・連携の具体的事例としては、中小企業が主導する産学官連携団体「北のものづくり総合技術交流会」が挙げられる。この団体は、中小企業6社を中心に、日本工学院北海道専門学校、北海道大学、室蘭工業大学、室蘭テクノセンター、北海道立工業試験場といった学や官が参画している。その主たる活動内容は、①企業活動のPR活動（実績のみではなく可能性のPRも含む）、②協働での業務受注・製作活動、③グループによる若手社員の技術の伝承・教育活動である⁹⁾。

室蘭市の産業政策としては、独自の優位性を生かした新たな企業立地を促進することも重要である。室蘭市の優位性とは、①ものづくりのための人材確保の優位性、②精密機械分野など臨空型産業分野に適した輸送コストの優位性、③微細金属加工に適した気候の優位性、④豊かな食材などである。このような産業立地上の優位性をアピールすることにより、自立性と必然性の高い企業の立地を促進することは、室蘭市の製造業の多様な発展のためには重要である。

室蘭市は、産業政策の実践に「公益財団法人 室蘭テクノセンター」を活用している。中小企業のイノベーション支援のため、この財団のアドバイザーが企業訪問を行い、個別の課題やニーズを把握して解決策を提供し、産学官連携のコーディネートをして共同研究や市場開拓を促進している。さらに、国や北海道の産業支援制度を地域の中小企業に結び付ける役割も担っている。

(2) 都市型複合集積（大阪府八尾市）

都市型複合集積では、機械金属関係の集積が多い。そこに属する中小企業は比較的多くの企業と取引を行っており、企業城下町型産業集積と比べると自立性が高い。これを優位性として捉え、

独自の製品や技術の開発を一層強化すると共に、企業間や産学官相互の連携により、個性化やブランド化を促進することが発展のためには重要となる。

大阪府八尾市の事例について、河藤（2013b）により概観する。八尾市の産業は、大阪市の東部地域及び東大阪市と一体となり加工組立型産業分野を中心とした基盤技術産業の集積地を形成している。その構成分野は、金属工作機械・特殊産業用機械・ポンプ装置などの一般機械器具製造業に加え、ボルト・ナット・リベット・金属素形材製品などの金属製品、プラスチック製品製造業など、基盤技術と関係の深い分野が大きな割合を占めている。

八尾市は全国有数の「ものづくりのまち」である。しかし、その知名度は市の内外ともに低かった。1990年代後半以降、八尾市はその状況を打開するため、地域産業の個性と優位性を伸ばし発展を促進するための革新的な取り組みを進めた。八尾市は、産業政策を担う組織として1998年度に「八尾市産業振興会議」を設置し、2002年度に中小企業への支援施策の実践強化のため「八尾市立中小企業サポートセンター」(当初は「八尾市中小企業サポートセンター」)を設置した。「八尾市産業振興会議」は、地域の企業や関係団体、市民が構成メンバーに加わり、地域の実情に適った実効性の高い産業振興施策を打ち出し推進している。八尾市立中小企業サポートセンターは、専門性を備えたコーディネーターを配置して地域中小企業への支援施策の有効性を高め、中小企業の新規事業展開や連携を支えている。

八尾市の産学連携・研究活動事業としては、「八尾経営・技術交流会」(MATEC YAO)と「八尾バリテク研究会」の活動への、コーディネーターとしての支援が挙げられる。「八尾経営・技術交流会」¹⁰⁾は、八尾市主催の「公的支援制度学習会」への参加企業が母体となり、新しいものづくりを目指す中小零細企業約30社が自主的に集まった異業種交流会であり、2001年2月に設立された。機械・金属・電機・プラスチック等の製造・加工における八尾市の産業集積の幅と厚みのある「ものづくり」ネットワークを生かしながら、大学・高等専門学校や公的機関とも連携し、技術・経営面での交流を積極的に行い、各企業の経営革新を追求している。「八尾バリテク研究会」¹¹⁾は、「バリのことなら八尾に聞け!!」をスローガンに、関西大学の研究者の指導のもと、企業・各種団体が集まり、バリ抑制からバリ除去に至るまでバリのあらゆる問題について高い技術力を目指す研究会である。八尾市立中小企業サポートセンターのコーディネーターは、これらの活動が実質的な成果に結びつくよう、関係者間の連携の仲介役となったり事業推進の方策を助言するなど、側面的な支援を行っている。

(3) 産地型集積 (新潟県燕市)

産地型集積(産地)は、特定業種に属する企業が特定地域に集中立地するものであり、地域の個性を反映して全国に広く分布する。その活性化を図るためには、産地が有する技術やノウハウ、人材など本来の優位性を一層高めると共に、集積内外における企業間の新たな取引ネットワークの形成や、技術開発・受注などの拡大により多様性を高めることが重要となる。そのため、集積

の主要な構成主体である中小零細事業者を中心に、その自立化と連携への支援を行う必要がある。

新潟県燕市の事例について、河藤（2012）により概観する。燕市は、金属洋食器、金属ハウスウェア製品など金属製品の国内主要産地である。燕市が製造する金属製品は、和釘を起源とし、煙管、鋳、銅器、金属洋食器、金属ハウスウェア、さらに金属加工技術を生かした多様な金属製品へと時代により変化してきた。伝統的な地場産業の技術と新たな素材の工夫などにより社会ニーズに的確に対応し、新たな展開を持続的に進めてきた結果と言える。

燕市の伝統産業である金属製品の製造業が有する「磨き」を中心とする要素技術は、多くの応用可能性を内包している。伝統的な製品分野においても、デザインや素材、用途を工夫することにより高付加価値化を図ることができ、また、異なる分野においても、その技術は広範囲に応用が可能である。その適用分野の開拓や製品と市場とのマッチングを図ることが燕市の産業の発展には重要であり、地域産業政策にはその促進を図るための事業手法が求められる。

燕市の産業政策は、複数の実施主体が役割を分担しながら効果的な支援事業を展開している。新潟県、燕市、三条市、両市商工会議所などが運営に参画する「燕三条地場産業振興センター」は個々の事業者の技術革新や経営革新、人材育成、地域ブランド戦略に取り組んでいる。燕研磨振興協同組合が運営する「燕市磨き屋一番館」は、地場産業を支える優位技術の継承を図ることを目的とした機関であり、人材育成と同時に市場開拓も推進しており、地域事業者の人材育成に留まらず、集積外との取引連携の開拓者としての役割も果たしている。また、「磨き屋シンジケート」は、商工会議所が構築・運営しているインターネットを活用した共同受注システムである。商工会議所は、会員事業者にとって身近な存在であり、地域企業に関する情報も豊富に保有していることから、地域産業政策の重要な実施主体になりうる。

（4）離島（島根県隠岐郡海士町）

一般に離島における主要産業は漁業である。離島における産業振興方策には、次のような方策が効果を持つものと考えられる。①地域における既存の産業をベースとしつつ、そこに新たな技術やノウハウを導入することによって生産物の付加価値を高めること、②都市部を中心とした大規模市場を新規開拓すること、③観光という視点から、産業と地域の歴史や文化、自然などの地域資源を総合化してブランド化すること。

島根県隠岐郡海士町の事例について、河藤（2009）により概観する。海士町は、日本海の島根半島沖合約60km、本州から海士町までは高速船で約2時間、フェリーで約3時間から5時間の場所に位置する¹²⁾。このように交通の便の不便な海士町の産業の振興については、島外からの大型資本の導入は期待できない。しかし海士町は、対馬暖流による豊かな海と豊富な湧水に恵まれ、自給自足のできる半農半漁の島である。また、古くから海産物の宝庫であり、白いか（剣先いか）や岩牡蠣などが特産品となっている。このため、漁業や海産物の加工、農業や農産物の加工が発展産業として期待される。

その実現に取り組む海士町の産業政策には、次のような特徴が見られる。①公共主体としての海士町が自ら国の補助金などを活用し、産業活動の場となる施設を整備することに力が注がれてきた。②整備された施設を活用して、第三セクターまたは民間事業者が事業を展開している。

海士町による産業施設の設置は、地域の事業者の誰もが利用できる「共同利用施設」の整備という考えに基づく。産業施設は、個々の漁業者や農業者が単独で多額の初期投資を行い整備することは困難であるため、共同利用できる施設を公共主体である町が主導して整備する方法が採られたものである。この施設は、収穫したままの状態では付加価値の小さな海産物や農産物について、付加価値や保存度を高めるために加工する機能を持つ。また、その施設の運営には専門的な技術やノウハウ、新規市場開拓のためのマーケティング力も必要とされる。施設運営を民間事業者や第三セクターが担うことにより、産業施設は第1次製品の生産者に大きな付加価値と需要の拡大をもたらすものとなる。

海士町の産業政策の手法は、一般的な見地に立つと公共主体の関与が過大であるようにも見える。しかし、過疎化が進み大規模な市場とも隔絶された離島においては、有効な政策手法であると言える。さらに、風光明媚な自然、中世の承久の変における後鳥羽上皇の配流の地であったことなど歴史にも恵まれていることから、これらの観光資源を特産品としての第一次産品と結び付けることにより観光振興に繋げていくことも、地域経済の振興には重要となる。

(5) 大都市近郊住宅都市（東京都三鷹市）

大都市近郊住宅都市における産業政策では、大都市近郊という地理的優位性と成熟したコミュニティにおける豊富な人材を生かした産業の振興が重要となる。地価が高く纏まった土地の取得は困難であること、また住宅都市であり土地の用途に関する法的制約も大きいことから、大型の生産・加工設備を必要とする製造業を拡大することは困難である。一方、ITの活用によるホームページやデジタルコンテンツの制作、システム開発のような知識集約型産業の発展促進は有望である。また、住宅都市であるため、「まちづくり事業」との一体化を図ることができれば一層の効果が期待できる。

東京都三鷹市の事例について、河藤（2011b）により概観する。三鷹市は、昭和初期に農村から郊外住宅都市へと変貌していく。急激な人口増加に対応するため、第二次世界大戦後は社会基盤の整備とコミュニティ政策を推進した。その結果、成熟した市民意識と多様で高い職業能力を持った人材が集積する。産業政策としては、衰退する機械金属工業を中心とした地域産業から地理的優位性と人材が生かせるSOHO（Small Office Home Office）を主体としたソフト産業の振興へとシフトした。SOHOとは「個人もしくは少人数で、小さな事務所または自宅をオフィスとして情報機器等を活用して営業している人々及びそれに向けて起業化しようとする人々」を意味する。従来で言えば中小零細企業である。三鷹市は「SOHO CITYみたか推進協議会」を設立し、市民・大学・行政機関などによる支援体制を構築した。また、事業の実施主体として第三セクター

「株式会社まちづくり三鷹」を設立した。株式会社まちづくり三鷹は、事業者集積の拠点となる支援オフィスの企画、設置と運営など多様なSOHO支援事業を推進する一方、まちづくりと地域ブランドの形成、地域産業の活性化のための取り組みなどを総合的に展開している（株式会社まちづくり三鷹、2003）。

VI. 地域産業政策の将来展望

地域産業政策は、多様化・個性化の進むなかで必然的に重要性を増している。自治体の認識も高まっており、その表れとして、地域経済の振興に重要な役割を担う中小企業の振興を目的とする中小企業振興条例の制定が各地で進んでいる¹³⁾。また、産業振興会議など地域の経済関係主体が協働して政策提言を実施する仕組みづくりも進んでいる。

内発的発展を促進する地域産業政策を推進するために重要なことは、地域の人々が自らの地域資源を十分に把握し、地域の優位性や個性の源泉として最大限に活用することである。その実施主体として市町村が重要な役割を担う。また、地域産業の振興に重要な意義を持つのは「多様な個性」である。地域資源を有効活用し多様な個性を発揮する担い手は、農業者、製造業者、商業者、観光事業者などの事業者、商工会議所・商工会や商店街、業界団体など地域の多様な経済主体である。また市民も、産業を含む地域資源の優位性や個性を理解し、自らの地域アイデンティティとして共有することが重要となる。こうした地域の諸主体の協働による地域産業振興の仕組みづくりも、市町村の重要な役割である。

地域産業政策が実効性を高めるためには、地域の産業特性に相応しい政策手段を講じる必要がある。そのため、地域の基幹産業は何か、基幹産業は萌芽期・発展期・成熟期・衰退期のいずれにあるのか、また埋もれた地域資源を活用して新たな地域産業を開拓できる可能性はあるのかなど、地域産業の実態についての的確に把握する必要がある。政策手段としては、金融手段、補助金交付、人材育成、情報発信、アドバイスやコーディネート、施設支援などがあり、これらの政策手段を、政策対象である中小企業の発展段階に応じて講じる必要がある。すなわち、発展期から成熟期にある中小企業を対象とした基本的・一般的な施策をベースとしつつ、創業期の企業に対する施策、成熟期から衰退期にあり事業改善や新規事業展開に取り組む企業に対する施策など、企業の発展段階に応じた施策を適切に配分したり組み合わせるなどして活用することが求められる。

また施策は、個々の中小企業の実情とニーズに即して提供される必要がある。そのため重要な役割を担うのが、アドバイザーやコーディネーターである。その役割は、個々の中小企業の技術・営業・経営・金融など多岐にわたる諸課題に関する個別相談への対応、異業種交流や産学官連携の推進の連絡調整や運営に関する助言などである。これにより、個々の中小企業の革新的取り組みを促進して競争力を高めると共に、連携を促進して地域産業の総合力を高めることができる。

そして最終的には、地域の人々に生活の質的豊かさ、すなわち心の豊かさをもたらす。

地域産業政策は、地域の文化や風土に応じた人々の心のニーズを充足すると共に、国の産業に多様な発展可能性を提供する。この役割は、生活水準の向上が進みニーズの多様化と個性化が進む海外市場においても拡大するものと考えられる。そのため、地域産業政策は、地域・国内・海外のあらゆるステージにおいて重要性を増していく。

(かわとう よしひこ・高崎経済大学地域政策学部教授)

【注】

- 1) 1999年の大幅改正前の中小企業基本法（1963年施行）における、国と地方公共団体（自治体）の施策の位置づけについては、各々次のように規定されている（要旨）。〔国の施策〕第3条 政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずる。〔地方公共団体の施策〕第4条 国の施策に準じて施策を講ずるように努める。
- 2) 市町村の商工施策の変化を、群馬県高崎市の融資制度を事例として概観する。〔1996年度〕1. 小口の事業資金：（1）季節資金、（2）小口資金、（3）事業資金、2. 設備の近代化：（1）近代化促進資金、（2）高度化促進資金、3. 新製品・新技術の開発等：近代化促進資金、4. 事業の共同化や店舗・工場等の集団化：組育成成資金・近代化促進資金、5. 環境問題への対応：公害防止施設整備資金、6. 魅力ある職場づくり：近代化促進資金（労働環境整備資金）、7. 倒産防止：緊急対策資金 出典：高崎市商工部『中小企業者のための施策ガイドブック』、1997年3月。〔2013年度〕1. 一般的な資金：小口資金（特別小口資金）、2. 設備投資や事業拡張：（1）産業活性化支援資金、（2）観光振興資金、（3）環境改善資金、（4）新分野進出資金、3. 経営安定：（1）緊急対策資金、（2）季節資金、（3）経営安定化資金、4. 企業立地：（1）ビジネス立地資金、（2）中心市街地活性化対策資金、5. 組合：組育成成資金、6. 創業：創業支援資金 出典：高崎市（<http://www.city.takasaki.gunma.jp>）、2013年8月2日取得。1996年度と2013年度の融資制度の種類を比較すると、2013年度の方が中小企業の新分野進出、創業、企業立地促進など、積極的な政策が明確化されている。
- 3) 増田ほか編（2011）の「産業政策」の項目（筆者担当、pp.21-22）の内容を基本として再編した。
- 4) 伊藤（2011）が、「とくに産業間の適正な資源配分のために行われる産業構造政策、すなわち、産業政策をセミ・マクロの代表的な経済政策としてあげることができる」（p.6）としているように、産業政策そのものが「セミ・マクロ」の領域に属する。産業政策を構成する領域である地域産業政策も同様である。さらに地域産業政策は、政策対象とする地域の範囲においても、マクロとしての国民経済とミクロとしての企業活動の両方に関わりをもつ中間的な位置づけにあることから、その意味においても「セミ・マクロ」の領域に属すると言える。
- 5) 増田ほか編（2011）の「企業誘致」の項目（筆者担当、p.165）の内容を基本として再編した。
- 6) 増田ほか編（2011）の「産業クラスター」の項目（筆者担当、p.163）の内容を基本として再編した。
- 7) 経済産業省（http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/tiikinnovation/index.ver4.html）2013年5月23日取得。
- 8) 本章（1）～（3）の産業集積の類型は、中小企業庁編『中小企業白書2006年版』、pp.135-136による。
- 9) 北のものづくり総合技術交流会『北のものづくり総合技術交流会 平成20年度活動報告書』2009年3月
- 10) 「八尾経営・技術交流会（MATEC YAO）」パンフレット（2011年7月取得）。
- 11) 「八尾バリテク研究会」パンフレット（2011年7月取得）。
- 12) 運航の所要時間は、隠岐汽船株式会社の時刻表による。出典：隠岐汽船株式会社（<http://www1.ocn.ne.jp>）、2009年7月25日取得。
- 13) 植田（2009）は、「最近、地方自治体が地域産業や中小企業の振興を目的とする中小企業振興基本条例を制定するケースが都道府県、市町村レベルともに増えている」とし、その意義について論じている。

【参考文献】

- 伊藤正昭「地域経済を支える地域産業の活性化：新しい地域産業政策パラダイム」〔解説〕財団法人 自治研修協会『月刊自治フォーラム』2004年3月号、pp.4-10
- 伊藤正昭『新地域産業論：産業の地域化を求めて』学文社、2011年
- 植田浩史「第1章 地域経済の現状と地域産業政策の課題」植田浩史・立見淳哉編著『地域産業政策と自治体：大学院発「現場」からの提言』創風社、2009年、pp.15-42
- 大友 篤『地域分析入門 改訂版』東洋経済新報社、1997年、pp.19-36, 221-247
- 岡田知弘・川瀬光義・鈴木 誠・富樫幸一『国際化時代の地域経済学 第3版』有斐閣、2007年、pp.138-165
- 箕 喜八郎「地域産業政策の新展開と自治体の役割」『人と国土21』第27巻第5号、2002年、pp.28-31
- 株式会社まちづくり三鷹『Mitaka ism=三鷹からの発想』株式会社まちづくり三鷹、2003年
- 河藤佳彦『地域産業政策の新展開：地域経済の自立と再生に向けて』文眞堂、2008年
- 河藤佳彦「離島振興における産業政策の役割に関する考察：島根県隠岐郡海士町を事例として」『産業研究』（高崎経済大学 附属産業研究所）、第45巻第1号、2009年、pp.13-29

地域産業政策の現代的意義に関する考察

- 河藤佳彦「企業城下町の産業再生と発展に関する考察：北海道室蘭市における取組み」『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）第13巻第4号、2011年a、pp.71-92
- 河藤佳彦「近郊住宅都市における産業政策の役割：株式会社まちづくり三鷹を事例として」『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）第14巻第1号、2011年b、pp.1-16
- 河藤佳彦「産地の活性化に関する政策的考察：新潟県燕市における取組み」『産業研究』（高崎経済大学産業研究所）第47巻第2号、2012年、pp.17-30
- 河藤佳彦「民間企業が主導する産学官連携の有効性に関する考察：「北のものづくり総合技術交流会」を事例として」『産業研究』（高崎経済大学産業研究所）第48巻第2号、2013年a、pp.1-16
- 河藤佳彦「第8章 地域産業政策におけるイノベーション：大阪府八尾市の取り組み」高崎経済大学地域政策研究センター編『イノベーションによる地域活性化』日本経済評論社、2013年b、pp.141-164
- 北嶋 守「地域産業政策のための領域横断的アプローチとメタネットワーク型クラスターの可能性：フィンランドの産業政策からの示唆」『機械経済研究』No.40、2009年、pp.1-16
- 小宮隆太郎「序章」小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興幸太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、1984年、pp.1-22
- 高品盛也「一現地調査報告—米国の地域産業政策と我が国への示唆」『レファレンス第52巻第5号（通巻第616号）』国立国会図書館調査及び立法考査局、2002年5月15日、pp.42-59
- 増田 正・友岡邦之・片岡美喜・金光寛之編『地域政策学事典』勁草書房、2011年
- 山崎 朗「地域産業政策と地域・企業・産業の競争力」財団法人福岡県市町村研究所『福岡県市町村研究所研究年報』2003年8月、pp.1-11
- 山崎 朗「新しい環境条件下における地域産業」『経済学研究』第70巻第4・5合併号、2004年、pp.355-370
- 山田浩之・徳岡一幸編『地域経済学入門（新版）』有斐閣、2011年、pp.4-7
- Michael E.Porter“On Competition”, Boston, Harvard Business School Press, 1998、竹内弘高訳『競争戦略Ⅱ』ダイヤモンド社、1999年、p.83